

情報公開用文書（横浜市立大学で実施する医学系研究）

（単施設研究用）

西暦 2026 年 1 月 6 日作成 第 4.0 版

研究課題名	法医学検体におけるウイルスの体内分布とスクリーニングに有用な検体の探索
研究の対象	2016 年 4 月～2031 年 2 月の間に、横浜市立大学医学部法医学で検案または解剖され、生前、体調不良や発熱の訴えがあるもしくは不明な症例かつ解剖時の臓器所見や検査所見からウイルス感染症への罹患が疑われた症例を対象とします。
研究の目的	<p>法医学では、犯罪死、事故死や突然死など様々な事案の解剖を行い、死因を明らかにすることが社会的に求められています。日々、死因究明のため、解剖や検案を行っています。必ずしもはっきりとした死因を診断できるとは限りません。特に小児の死因に多いウイルス感染症の診断は診断に苦慮することが多いです。小児は自身の症状を伝えることが難しく、生前の状態を正確に把握することができないこともしばしばあります。また、解剖では成人と比較して明らかな臓器所見としてその病態が表れにくいことも診断に苦慮する原因の一つです。さらに法医学検体は腐敗の影響を受けるため、通常のウイルス検査ではウイルス検出できない可能性があります。法医学検体を用いたウイルス検査法はいまだ確立されていないため、新たなウイルス検査法の開発は急務であるといえます。</p> <p>本研究では、感染症が疑われた法医学解剖症例または検案症例について近年、新型コロナウイルス感染症でも汎用されている Real-time PCR 法を利用し、体液や臓器などからウイルス検出を試みることでウイルス感染症が診断できる最適な法医学検体を探することを目的としています。さらに、検出された検体中のウイルスが感染性を有しているかを検討することで解剖従事者だけでなく、ご遺体を取り扱う警察関係者や葬儀屋などに対して感染リスクの啓発を図ることができ、適切な感染予防対策を講じることが可能になります。また、血清中のタンパク質を解析することでウイルス感染症による死亡を診断可能な指標を検索し、死亡との因果関係についても分析します。</p>
研究の方法	<p>法医学鑑定のために解剖または検案にて採取した体液や臓器の残余を用います。各検体に存在するウイルスを検出することでウイルス感染症の診断に有用な法医学検体を探索します。また、各臓器を顕微鏡下で観察した所見とウイルス量の関係についても検討します。さらに、ウイルスが検出された検体については感染性を有しているかどうかの確認を行います。</p> <p>いずれも通常の解剖や検案業務で得られた情報・検体を用いますので、研究対象の方のご負担になることはありません。</p>
研究期間	研究機関の長の許可日 ～ 西暦 2031 年 3 月 31 日
研究に用いる試料・情報の項目	<p>【試料】法医学解剖または検案で採取された以下の検体を用います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法医学鑑定を目的として採取された各種体液（鼻咽頭拭い液、気管拭い液、血液、血清、骨髄、髄液、尿、口周り拭い液、手部拭い液、胃内容、小腸内容、大腸内容）、臓器（脳、扁桃、心臓、肺、脾臓、肝臓、腎臓、胃、小腸、大腸）の残余検体 <p>【情報】診療録から以下の情報を収集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景情報：年齢、性別、身長、体重、喫煙歴、既往歴、合併症、予防接種歴、接触歴

情報公開用文書（横浜市立大学で実施する医学系研究）

（単施設研究用）

	<ul style="list-style-type: none"> ・解剖情報：臓器所見、臓器重量 ・死後画像所見 ・病理学的所見 ・血液検査結果：CRP、免疫グロブリン ・微生物学的検査結果：Real-time PCR、ウイルス抗原検査、血液培養検査、培養細胞を用いたウイルス分離 <p>【追加検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンパク質解析：サイトカイン、ケモカインなど
試料・情報の授受	<p>本研究では、血清タンパク質解析のために血清を株式会社ファーマフーズへ送付します。解析後、残った検体については送付先で廃棄します。</p> <p>検体や情報は、当機関で少なくとも本研究野終了について報告された日から 5 年間、又は本研究の結果の最終の公表について報告された日から 3 年間保管します。検体については、保管期間終了後も期間を定めず保管します。廃棄する際は、個人を特定できないように処理した上で検体は本学の規定等に従って廃棄し、情報は復元できない方法で廃棄します。</p>
個人情報の管理	<p>検体・情報は、個人名など単体で個人を特定できる情報を削除し、研究用の番号で管理します。必要時に個人を照合できるよう対応表とよばれる個人と識別コードを対応させた表を作成しますが、その表は当研究室外へ提供することはありませんので、個人を特定することはできません。</p>
試料・情報の管理について責任を有する者	<p>研究責任者：医学部法医学 前田 一輔</p>
利益相反	<p>利益相反とは、研究成果に影響するような利害関係を指し、金銭及び個人の関係を含むものです。</p> <p>本研究は、科学研究費や基礎研究費を用いて行います。本研究には企業の関与はないため、開示すべき利益相反はありません。</p>
研究組織（利用する者の範囲）	<p>【研究機関と研究責任者】</p> <p>横浜市立大学医学部法医学 （研究責任者）前田一輔</p>
<p>本研究に関するご質問・ご相談等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。</p> <p>ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますので下記連絡先までお申出下さい。</p> <p>また、試料・情報が当該研究に用いられることについて研究の対象の方の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象といたしませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも不利益が生じることはございません。ただし、拒否のお申し出をいただいた段階で既に研究結果が公表されていたときなど、データから除けない場合があります。</p>	

情報公開用文書（横浜市立大学で実施する医学系研究）

（単施設研究用）

問合せ先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

横浜市立大学医学部法医学（研究責任者・問い合わせ担当者）前田一輔

電話番号：045-787-2800（代表） FAX：045-787-2652